

令和 6 年度
生活交通確保維持改善計画
(令和 6～8 年度)

令和 5 年 6 月 5 日

美濃加茂市地域公共交通活性化協議会

令和5年6月5日

（名称）美濃加茂市地域公共交通活性化協議会
会長 藤井 浩人

生活交通確保維持改善計画の名称			
美濃加茂地域内フィーダー系統確保維持計画			
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性			
<p>第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画では、「安心・安全で便利な公共交通をみんなで育み、いつまでも健康で豊かに暮らせるまち」を美濃加茂市の交通将来像としており、この実現のため、市民が日常生活を送る上での移動手段として、誰もが利用できる公共交通の確保・維持が必要となる。</p> <p>美濃太田駅を発着点に各地域を毎日運行するあい愛バスにおいては、地域と交通拠点をつなぐ役割を果たしている。</p> <p>「あまちの森・しょうよう線」が走る太田・加茂野方面は長良川鉄道の路線が通る部分があるものの、全ての地域に対応できてはおらず、移動も駅間に限られるため、太田・加茂野方面全域から鉄道駅や市街地へ行く交通手段として当該路線が必要である。</p> <p>「フルーツ山之上線」が走る山之上方面、「フルーツ蜂屋線」が走る蜂屋方面、「さとやま線」が走る伊深・三和方面には、家用車と「あい愛バス」以外の交通手段がなく、特に高齢者の方にとって市街地の病院や買い物施設の利用や美濃太田駅で鉄道を利用するための交通手段として当該路線を確保する必要がある。</p> <p>「フルーツ山之上線」「フルーツ蜂屋線」の前身である「フルーツ線」、「あまちの森・しょうよう線」、「さとやま線」の3路線は地域公共交通を整備するために平成30年度に新設され、平成30年度から令和3年度にかけては補助事業を活用し、利便性の向上と利用者数の増加が図られた。</p> <p>今後も地域間幹線の役割を担う鉄道をはじめ、「古井駅—可児川駅線」やその他、広域バス路線機能の維持・確保を関係市町と連携を図りつつ、地域公共交通確保維持事業により、「あまちの森・しょうよう線」、「フルーツ山之上線」、「フルーツ蜂屋線」、「さとやま線」を生活交通の手段として維持していく必要がある。</p> <p>※令和2年10月のダイヤ改正で、それまで「フルーツ線」として運行していた路線を「フルーツ山之上線」「フルーツ蜂屋線」の2つに分け、再編成した。</p>			
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果			
<p>（1）事業の目標</p> <p>※網形成計画に定める令和7年度の利用者目標（12.4万人）に応じた年度ごとの利用者目標を設定していますが、新型コロナウイルス禍における、施設の閉館や行事の中止、外出の自粛等による利用者の減少により目標を下回る事も想定されます。</p> <p>◎美濃加茂市地域公共交通網形成計画全体の目標・・・公共交通全体の利用者数の増加 （参考：第2次美濃加茂市地域公共交通網形成計画 P64より）</p> <p>【各路線の目標値】あい愛バス利用者数（人）</p>			
			（参考） 令和4年度実績
路線名	令和6年度	令和7年度	
あまちの森・しょうよう線	21,800	22,500	17,901
フルーツ山之上線	7,400	7,600	7,958

フルーツ蜂屋線	7,400	7,600	7,207
さとやま線	12,000	12,400	10,345
全体	120,000	124,000	117,265

(2) 事業の効果

フィーダー系統のバスを運行することで、美濃加茂市内各地区の日常生活に必要な移動手段が確保される。

また、交通ネットワーク拠点の美濃太田駅に接続することにより、市内中心部へのアクセスが向上し、こどもからお年寄りまで外出の機会が増えることによる健康増進、通勤・通学や買い物等による地域経済の活性化に寄与することも期待される。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

(1) 先端技術を取り入れた公共交通に関するわかりやすい情報を提供する事業

①公共交通利用に係る積極的な情報提供（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 駅やバス停でのデジタルサイネージを用いた情報提供
- ・ 各種イベント時におけるバス PR ブースの設置
- ・ 市広報紙や市ホームページの情報掲載の充実
- ・ 公共交通を利用していない人への情報提供
- ・ 転入者・観光客等を対象にした路線図・時刻表の配布

②わかりやすい公共交通案内（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 公共交通マップ及びわかりやすい路線・時刻表の表示
- ・ わかりやすいバス車両、バス停等への路線表示
- ・ 標準的なバス情報フォーマット（GTFS）の継続的な運用・活用
- ・ 車両位置情報サービス「MOQULE」の運用・活用

(2) 公共交通の利用を誘導する事業

①割引運賃・企画切符の導入（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 運賃のキャッシュレス支払い方法の継続・乗り放題定期券の継続発行
- ・ ウォーキングイベント等とのタイアップ企画切符の導入

②高齢者に向けた環境整備と制度の拡充（実施主体：美濃加茂市）

- ・ 高齢者に対する運賃の割引・免許返納者に対する優遇措置等

③市民サポーター制度の導入の検討（実施主体：美濃加茂市、市民）

- ・ 市民サポーターによる利用案内、乗り降りの補助等

④待合・乗継・乗降環境の改善（実施主体：美濃加茂市、交通事業者）

- ・ 乗継拠点等における乗継・待合環境の改善
- ・ 駅の整備、駅前駐輪場の整備・各拠点におけるにぎわいの創出

(3) バスへの愛着（マイバス意識）を高める事業

①関係団体との連携による公共交通の利用促進（実施主体：美濃加茂市、関係団体）

- ・ 市の各種イベントにおける公共交通の利用促進キャンペーン
- ・ 商業振興、観光振興を目的とする関係団体との連携

②企業と連携した取り組み（実施主体：美濃加茂市、関係団体）

- ・ 公共交通の車内広告、駅やバス停のネーミングライツなど、企業などと連携した取り組みの実施
- ・ あい愛バスをモチーフとした菓子の製造・販売

③市民による各種活動の実施（実施主体：美濃加茂市、市民）

- ・ 「バス」と「まちづくり」を考える地域懇談会（おしゃべり喫茶）の継続開催
- ・ バスに乗って参加したくなるイベントの提案・参加（スタンプラリー等）
- ・ バス車内での歴史・観光案内・駅やバス停周辺の清掃、緑化などの環境整備

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者
美濃加茂市
6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
<補助対象事業者> 新太田タクシー(株) <対象路線> あまちの森・しょうよう線、フルーツ山之上線、フルーツ蜂屋線、さとやま線
7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】
※該当なし
8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
11. 外客来訪促進計画との整合性 【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
※該当なし
12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付
13. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
<p>あい愛バス全9路線のうち6路線で運行している現行の日産キャラバンは、平成29年10月から令和5年5月までの5年7カ月の走行により、多い車両で40万キロ程度走行しており、故障等が頻発している。現在はキャラバンを4台所有し、昨年度までに購入したトヨタハイエースコンピューター3台と共に6路線を運行しているが、安全運行のため、新しい車両の購入が必要である。そのため、同程度の輸送能力を備えたトヨタハイエースコンピューターを購入することで、サービスの維持、向上を目指す。小型車である理由は、当該車両が通行する路線は、住宅地や山間部分等道幅が狭い区間も存在しているため、ワゴンタイプでない他車とすれ違いが困難になるなど、不都合が生じるとともに、輸送能力についても、これまでの実績からワゴンタイプで十分であると考えられるためである。</p> <p>不要となる日産キャラバンは予備車として必要に応じて活用するが、頻繁に故障が見られる車両については適宜処分する。なお、購入した車両はフィーダー系統での運行が5割以上となるように運用する。</p>
14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

<u>る場合のみ</u>
(1) 事業の目標
<p>新しい車両を導入することで、あい愛バスの運行を持続可能なものにする。</p> <p>○令和4年1月導入車両 導入車両 トヨタハイエースコンピューター 導入時期 令和4年1月 導入台数 2台</p> <p>○令和4年10月導入車両 導入車両 トヨタハイエースコンピューター 導入時期 令和4年10月 導入台数 1台</p> <p>○令和5年10月導入車両 導入車両 トヨタハイエースコンピューター 導入時期 令和5年10月 導入台数 2台</p>
(2) 事業の効果
<p>車両導入により、各路線が維持でき、沿線地域に住んでいる高齢者等の交通弱者の生活路線が確保される。さらに幹線・支線ネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現でき、利便性が確保される。</p>
15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の負担者 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付
16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
17. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
18. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
※該当なし
(2) 事業の効果
※該当なし
19. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
※該当なし
20. 協議会の開催状況と主な議論
<平成27年度>
H27. 5. 28 第1回 地域公共交通活性化協議会規約・規程等について等

H27. 6. 16	第 2 回	美濃加茂市地域公共交通網形成計画策定のためのニーズ調査について等
H27. 11. 18	第 3 回	美濃加茂市地域公共交通網形成計画策定のためのニーズ調査結果及び課題の整理
H28. 2. 4	第 4 回	美濃加茂市地域公共交通網形成計画について等
H28. 3. 17	第 5 回	「美濃加茂市地域公共交通網形成計画（案）」に関する意見募集結果について等
<平成 28 年度>		
H28. 10. 11	第 1 回	平成 27 年度事業報告等（書面決議）
H28. 12. 16	第 2 回	あい愛バスの再編運行に関する協議
H29. 2. 16	第 3 回	(株)岐阜バスコミュニティの吸収合併に伴う事業継承について（書面決議）
<平成 29 年度>		
H29. 4. 10	第 1 回	あい愛バスの再編運行に関する協議
H29. 6. 13	第 2 回	あい愛バスの再編運行に伴う路線の廃止について、美濃加茂地域内フィーダー系統確保維持計画等
H29. 7. 27	第 3 回	あい愛バスの再編運行に関する協議（書面決議）
H29. 11. 24	第 4 回	乗継料金無料化、運行経路の変更、予備車両の追加に伴う移動円滑化基準適用除外の認定について
H29. 12. 22	第 5 回	停留所の名称変更、運行経路の変更、停留所の移設及び廃止について、道路両側へのバス停標識の設置について等
H30. 1. 31	第 6 回	停留所の移設及び名称変更について（書面決議）
H30. 3. 14	第 7 回	生活改善事業計画について（書面決議）
<平成 30 年度>		
H30. 6. 1	第 1 回	停留所の移設について（書面決議）
H30. 6. 19	第 2 回	平成 30 年度事業計画・予算等
H30. 11. 28	第 3 回	ダイヤ改正、停留所の新設・経路変更等
<平成 31（令和元）年度>		
H31. 4. 17	第 1 回	バスタイプ車両の予備車登録、経路変更等（書面決議）
R1. 5. 27	第 2 回	令和元年度事業計画・予算・令和 2 年度生活交通確保維持改善計画等
R1. 6. 21	第 3 回	令和元年度歳入歳出予算の変更について（書面決議）
R1. 10. 8	第 4 回	車両最大値の変更について（書面決議）
R1. 12. 12	第 5 回	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等
<令和 2 年度>		
R2. 7. 14	第 1 回	令和 2 年度事業計画・予算、第 2 次美濃加茂市地域公共交通網形成計画（案）について、あい愛バス路線の再編について、令和 3 年度生活交通確保維持改善計画について等
R2. 9. 25	第 2 回	あい愛バス予備車両の移動円滑化基準適用除外認定について等（書面決議）
R3. 1. 7	第 3 回	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等
<令和 3 年度>		
R3. 6. 18	第 1 回	令和 3 年度事業計画・予算、令和 4 年度生活交通確保維持改善計画について等
R3. 8. 3	第 2 回	ダイヤ改正、停留所の新設・経路変更等
R3. 9. 21	第 3 回	令和 4 年度生活交通確保維持改善計画の変更について等（書面決議）
R3. 11. 8	第 4 回	車両最大値の変更について、ハイエースコンピューターの移動円滑化基準の適用除外認定について等（書面決議）
R3. 12. 24	第 5 回	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等
R4. 3. 31	第 6 回	ダイヤ改正、経路変更について等

＜令和4年度＞			
R4.	6.6	第1回	令和4年度事業計画・予算、令和4年度生活交通確保維持改善計画の変更について、令和5年度生活交通確保維持改善計画について等
R4.	10.13	第2回	新バス車両（ワゴンタイプ）の導入に係る移動円滑化基準の適用除外認定について等（書面決議）
R5.	1.6	第3回	地域公共交通確保維持改善事業・事業評価について等
＜令和5年度＞			
R5.	6.5	第1回	令和5年度事業計画・予算、令和5年度生活交通確保維持改善計画について等

21. 利用者等の意見の反映状況

- ・標準的なバス情報フォーマット（GTFS-JP）を整備し、経路検索事業者にデータ提供をしたことで、「Google マップ」や「NAVITIME」、「Yahoo! 乗換案内」などの経路探索サービスにあい愛バスが移動手段の候補として表示されるようになった。
- ・バスの遅延等の情報がわからない事による利用者の不安を解消するために、スマートフォンで利用可能な位置情報サービス「MOQULE（モークル）」を運用開始
- ・キャッシュレス化に対応するため、スマートフォン決済「LINE Pay（ラインペイ）」、「PayPay（ペイペイ）」を導入
- ・バスの利用促進策を募る懇談会で提案されたアイデア「あい愛バススタンプラリー」を中学生以下を対象に夏休み期間に実施
- ・市役所等の施設を訪れなければ定期券を買うことができない状況を改善するために、スマートフォンアプリで定期券及び回数券の購入、利用ができる「QUICK RIDE」を導入
- ・障がい者や運転免許返納者、中学生以下（無料利用者）用の資格者証明書の発行開始
- ・スマートフォンアプリで障がい者手帳を管理できる「ミライロ ID」を導入

22. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	岐阜県都市建築部公共交通課
関係市区町村	美濃加茂市（市長）
交通事業者・交通施設管理者等	東濃鉄道(株)、社団法人岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会、新太田タクシー(株)、長良川鉄道(株)、新太田タクシー労働組合、岐阜県可茂土木事務所
地方運輸局	国土交通省中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と認める者	美濃加茂市健寿連合会、身体障害者福祉協会美濃加茂支部、住民代表、美濃加茂商工会議所運輸通信部会、岐阜県加茂警察署、名城大学教授

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）岐阜県美濃加茂市太田町 3431-1

（所 属）美濃加茂市 市民協働部 まちづくり課

（氏 名）三原 麻梨絵

（電 話）0574-25-2111（内線 248）

（e-mail）chiiki@city.minokamo.lg.jp

注意：本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

また、既存計画部分で生活交通確保維持改善計画の記載項目に合致する部分は、そこからの転記や、該当部分を明確にした上での添付などにより活用いただいて差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記2.・3.については、地域公共交通網形成計画及び地域公共交通再編実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、生活交通確保維持改善計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

外客来訪促進計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

6年度

市区町村名	運送予定者名	運行系統名 (申請番号)	運行系統			系統 キロ程	計画 運行 日数	計画 運行 回数	利 便 増 進 特 例 措 置	地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9)				備考
			起点	経由地	終点					運行態様の別	基準ハで 該当する 要件	補助対象地域間幹 線系統等と接続の 確保	基準ホで該 当する要件 (別表7のみ)	
	新太田タクシー(株)	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	美濃太 田駅 南口	中山道会館 西体育館 加茂野駅 加茂野交流センター あじさいエコパーク オークワ坂祝店	美濃太 田駅 南 口	27.7km 循環	363日	2541回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	あまちの森・しょうよう 線2便～8便
	新太田タクシー(株)	(2) あまちの森・しょうよう線系統2	美濃太 田駅 南口	中山道会館 西体育館 加茂野駅 加茂野交流センター あじさいエコパーク オークワ坂祝店	美濃太 田駅 南 口	27.9km 循環	363日	363回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	あまちの森・しょうよう 線1便
	新太田タクシー(株)	(3) フルーツ山之上線系統1	美濃太 田駅 北口	総合福祉会館 美濃加茂高校グランド サンスポーツランド フルーピア山之上 金谷公民館 山之上交流センター	美濃太 田駅 北 口	18.7km 循環	293日	1465回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	総合福祉会館を通る 系統
	新太田タクシー(株)	(3) フルーツ山之上線系統2	美濃太 田駅 北口	山之上交流センター 金谷公民館 フルーピア山之上 サンスポーツランド 美濃加茂高校グランド	美濃太 田駅 北 口	18.3km 循環	363日	1439回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	総合福祉会館を通ら ない系統
	新太田タクシー(株)	(5) フルーツ蜂屋線	美濃太 田駅 北口	八坂神社 前平公園 たんどーる 諏訪神社 コメリ富加店 ナビ蜂屋集会所	美濃太 田駅 北 口	16.6km 循環	363日	2904回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	
	新太田タクシー(株)	(6) さとやま線系統1	美濃太 田駅北 口	伊深交流セン ター	美濃太 田駅北 口	30.7km 循環	363日	363回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	1便
	新太田タクシー(株)	(6) さとやま線系統2	美濃太 田駅北 口	伊深交流セン ター	美濃太 田駅北 口	31.6km 循環	363日	363回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	2便
	新太田タクシー(株)	(6) さとやま線系統3	美濃太 田駅北 口	伊深交流セン ター	美濃太 田駅北 口	32.5km 循環	363日	2178回		路線定期	②(2)	発着点となる美 濃太田駅でJR 高山本線と接 続する。	③	3便～8便

(注)

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。
2. 「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。
3. 「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「○」を記載すること。
4. 「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。
5. 「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。
6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。
7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	美濃加茂市
-------	-------

(単位:人)

	人口
人口集中地区以外	
交通不便地域等	7,176

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法
165	太田	局長指定
735	山之上	局長指定
3,237	加茂野	局長指定
1,818	蜂屋	局長指定
1,178	伊深	局長指定
43	三和	局長指定

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
美濃加茂市地域公共交通網形成計画	平成28年5月10日	
美濃加茂市地域公共交通網形成計画	令和2年9月30日	

(1)記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。(ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番号	運行の用に供する補助対象系統名(申請番号)	補助対象車両の種別			乗車定員	購入年月	利便増進特例措置	運送継続特例措置	購入等の種別
				イ	ロ	ハ					
美濃加茂市	新太田タクシー(株)	1	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R4.1			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								
	新太田タクシー(株)	2	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R4.1			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
(8) さとやま線系統3											
美濃加茂市	新太田タクシー(株)	3	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両		非標準仕様	14	R4.10			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2								
			(3) フルーツ山之上線系統1								
			(4) フルーツ山之上線系統2								
			(5) フルーツ蜂屋線								
			(6) さとやま線系統1								
			(7) さとやま線系統2								
			(8) さとやま線系統3								

美濃加茂市	新太田タクシー(株)	4	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両	非標準仕様	14	R5.10			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2							
			(3) フルーツ山之上線系統1							
			(4) フルーツ山之上線系統2							
			(5) フルーツ蜂屋線							
			(6) さとやま線系統1							
			(7) さとやま線系統2							
			(8) さとやま線系統3							
	新太田タクシー(株)	5	(1) あまちの森・しょうよう線系統1	小型車両	非標準仕様	14	R5.10			一括
			(2) あまちの森・しょうよう線系統2							
			(3) フルーツ山之上線系統1							
			(4) フルーツ山之上線系統2							
			(5) フルーツ蜂屋線							
			(6) さとやま線系統1							
(7) さとやま線系統2										
(8) さとやま線系統3										

(注)

- 「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、ハ欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。
- 「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保安基準第24条、第53条)。
- 「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。
- 「利便増進特例措置」又は「運送継続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「○」を記載すること。
- 「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。